

一般社団法人愛知スイミングクラブ協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知スイミングクラブ協会（以下「本協会」という。）と称する。

(地 区)

第2条 本協会は、名古屋地区・尾張地区・三河地区で構成し、理事会の決議によって必要な地に地区を置くことができる。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を名古屋市千種区に置く。

- 2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本協会は、愛知県のスイミングクラブ並びにチームを統括する団体として、水泳及び水泳競技の健全な普及発展を図ることに寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業
- (2) 水泳及び水泳競技に関する普及事業及び技術の調査・研究事業
- (3) 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催及び指導者の養成事業
- (4) 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催・競技役員の養成事業
- (5) その他、本協会の目的達成に必要な事業

(公 告)

第6条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 愛知県内に所在地がある一般社団法人日本スイミングクラブ協会に登録しているスイミングクラブ等の代表者、または担当者、あるいは本協会の事業に携わる個人で目的に賛同し、理事会において推薦された者
 - (2) 協力会員 本協会の事業を援助する法人で理事会において承認されたもの
 - (3) 名誉会員 本協会に対し、特に功労があった者で理事会及び総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）上の社員とする。

(会員資格取得)

第8条 会員として入会しようとする者は、別に定める書類により申し込まなければならない。

- 2 入会の可否については、本協会理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、本協会を任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本協会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、第7条1項に定める正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(種 類)

第 13 条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、一般法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

2 総会は、次の事項を決議する

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (4) 事業報告書及び収支決算書の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業全部または一部の譲渡
 - (9) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (10) 総会において、審議することを相当と決議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、総会においては、第 16 条 3 項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第 15 条 定時総会は、毎年度事業終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事の 3 分の 1 以上が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 議決権を有する 10 分の 1 以上の正会員から、会議目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる
 - ① 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - ② 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられないとき

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったとき、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第18条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第19条 総会の議事は、この定款に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる正会員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として評決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることのできる正会員の半数以上が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会に

において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名・押印しなければならない。

- 2 前項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の種類)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、10名以内を常任理事する。
- 3 前条の会長をもって、一般法上の代表理事とし、副会長・理事長・常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員)

第23条 役員は第7条に規定する正会員でなければならない。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び常任理事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、本協会理事もしくは使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表しその職務を執行する。
- 3 副会長、理事長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、理事会審議事項の円滑な検討のために、整備、準備を行う。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認められる

ときは、これを理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること
ただし、その請求があった日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類又はその他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された者及び増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする。
- 3 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残任期間と同一とする。
ただし、他の在任監事の任期の残任期間が2年に足りないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任し、定款に規定された員数を満たすまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員が次の一つに該当するときは、総会において、解任することができる。ただし、監事の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第3項の決議によらなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬)

第29条 役員は、原則無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、一般法第84条の規定に基づきその取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 理事が自己または第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 当協会は、一般法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(顧問等)

第32条 本協会に顧問等を若干名置くことができる。

- 2 顧問等は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問等は、本協会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及び本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、理事長及び常任理事の選定及び解任
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 役員等の責任の一部免除

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 理事会は、必要に応じ開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
 - (4) 定款第 26 条 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集及び議長)

第 36 条 理事会は、会長が招集し、議長を務める。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合には、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が、会長の予め指名した順序により、理事会を招集し、議長を務めることとする。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 38 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決するところによる。

- 2 理事会に出席できない理事には、第 20 条の規定を準用する。
- 3 第 1 項の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(議事録)

- 第 39 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名、押印をしなければならない。ただし、会長の変更を行う理事会については一般社団法人等登記規則第 3 条において準用する商業登記規則第 61 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。
- 2 前項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(理事会規則)

- 第 40 条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第 7 章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

- 第 41 条** 本協会の資産の管理及び運用は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを行うものとし、その方法は理事会の決議により定める規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 42 条** 本協会の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し理事会の決議を得て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

- 第 43 条** 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びに、付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで総会において、計算書類については承認を得るものとし、事業報告については報告するものとする。
- 2 前項の事業報告書及び計算書類等、並びに監査報告書を主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

- 3 本協会は、第1項の総会の終結後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
- 4 本協会は、余剰金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分または譲受)

- 第44条** 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分または譲受を行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

- 第45条** 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

- 第46条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第47条** この定款は、総会において、正会員の半数以上が出席し、出席者の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(合併等)

- 第48条** 本協会は、総会において、正会員の半数以上が出席し、出席者の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第49条** 本協会は、一般法第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

- 第50条** 本協会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議により、公益法人に掲げる法人または、国もしくは地方公共団体に贈与する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第51条 理事会は、本協会の目的・事業を行うにあたり必要と認めるときは、その決議によって専門委員会を置くことができる。

- 2 理事会は、本協会の事業遂行上必要がある場合、その決議によって特別委員会を置くことができる。
- 3 各委員会の所轄事項並びに組織及び運営に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 本協会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。
- 5 事務局の職員は有給とする。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 前項の監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第11章 補 則

(補 則)

第 54 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法、その他の関連法令に従う。

(最初の事業年度)

第 55 条 本協会の最初の事業年度は、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 56 条 本協会の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

【設立時理事】

高木 宏 ・ 伊藤 嘉浩 ・ 高間 和幸 ・ 加納 雅子 ・ 石川 博明
鋤柄 憲一 ・ 伊藤 正喜 ・ 佐藤 洋一 ・ 則武 寛 ・ 佐藤 郁男
松谷 聡 ・ 濱田 慎也 ・ 内藤 鎌爾 ・ 大橋 俊彦 ・ 石井 理一

【設立時代表理事】

名古屋市名東区高社一丁目 95 番地 高木 宏

【設立時監事】

角谷 祥吾 井添 晃

(設立時社員の氏名及び住所)

第 57 条 本協会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 名古屋市名東区高社一丁目 95 番地

氏名 高木 宏

住所 名古屋市昭和区檀溪通五丁目 32 番地の 2

氏名 伊藤 嘉浩

住所 愛知県北名古屋市熊之庄山の前 29 番地 1

氏名 高間 和幸

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は理事会の決議により定める

(当初の事業計画等)

第 59 条 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(法令の順拠)

第 60 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛知スイミングクラブ協会を設立のため、設立時社員 高木宏、同 伊藤嘉浩、同 高間和幸の定款作成代理人である司法書士鬼頭幸嗣は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年2月1日

設立時社員 住所 名古屋市名東区高社一丁目95番地
氏名 高木 宏

設立時社員 住所 名古屋市昭和区檀溪通五丁目32番地の2
氏名 伊藤 嘉浩

設立時社員 住所 愛知県北名古屋市熊之庄山の前29番地1
氏名 高間 和幸

上記設立時社員3人の定款作成代理人

名古屋市港区小碓四丁目184番地

司法書士 鬼頭 幸嗣



同一情報の提供

提供の日付： 2018年3月9日

公証人： 18010038

田 近 年 則



所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 葵町公証役場

名古屋市東区代官町35番16号

請求対象の登簿管理番号： 18-1801003802000057

請求対象の認証日： 2018年3月9日

請求対象の処理公証人： 18010038 田近年則

所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 葵町公証役場

名古屋市東区代官町35番16号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。